

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立陶鎔小学校
校長名 中野 智彦 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間性豊かで、主体性に富み、たくましく未来を拓く児童を育成するために、次の3点を学校教育目標とする。

○よく考える子 ◎思いやりのある子 ○たくましい子

本年度は「思いやりのある子」を重点とする。

(2) 特別支援学級の教育目標

ア 周りの仲間との好ましい人間関係を育み、協調性をもって関わり合い高め合える学級集団を作る。

（思いやりのある子）

イ 主体的・対話的で深い学びを充実させ、学習意欲を高める指導を行う。（よく考える子）

ウ 自分の心と体を見つめ考えることや体を動かし体感することを通して、体力向上への関心を高め、健康で安全に過ごすための基本的な生活習慣を養う指導を行う。（たくましい子）

エ 自分のことは自分ですることを習慣化し、身の回りのことは自分でやろうとする態度を育てる。

(3) 学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 「思いやりのある子」を育成するために、集団の中でのルールやマナー、仲間への思いやりを大切にし、体験活動の中で人と関わり合う力を育む。自己存在感の確立、共存・共生意識の涵養、自己決定力の育成を促し、支持的風土の醸成をめざす。

イ 「よく考える子」を育成するために、児童の興味・関心を大切に学習内容を設定する。

一人ひとりの発達段階、障害の特性、興味・関心に即した指導目標や指導内容を明確にし、保護者の理解を得ながら、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づいて効果的に指導する。

ウ 「たくましい子」を育成するために、地域、保護者と連携して基本的な生活習慣の確立を図り、健康で自立した生活ができるようにする。そのために、体育や体験的活動を通して、体力、持久力、集中力を養い、外遊び・手洗いうがい・歯磨き等の習慣を身に付けさせて、自分の健康を意識させていく。

エ 不登校総合対策プラン「つながるプラン」に基づき、不登校児童のための環境整備や一人ひとりの状況に応じた社会自立に必要な支援を行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、教職員同士が常に情報共有を図り、組織的かつ迅速な対応をする。

オ いじめ総合対策を踏まえ、学校いじめ対策委員会を中心に、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。対応に当たっては、迅速な初期対応と、関係者への確実な情報共有を行い、組織的な対応を徹底する。

カ 特別支援教育の充実のため、八王子市第五次教育推進計画に基づき、児童一人ひとりの心身の発達に応じたきめ細かな指導体制を確立し、将来の自立に向けた、社会性・人間性豊かな児童の育成を図る。

キ 「9年間切れ目なくつなぐ小中一貫教育の充実」のさらなる充実【檜原中学校グループ（陶鎔小、檜原小）】義務教育修了時に「自己の夢の実現に向け、社会の変化に主体的に対応し、豊かな心を持ち、心身ともに健全でたくましく生きる生徒」を育成するため、9年間を見通した心身の発達に応じたきめ細かな指導体制を確立し、学力向上と、社会性・人間性豊かな児童・生徒の育成を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 日常生活を営む上で必要な学習の定着に特に力を入れる。
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の一体的な実現のため、国語科では、教材教具の工夫を通して文字の読み書きに親しみ、個別的課題にも取り組ませる中で習得を図る（ICTの活用：読み聞かせや拗音の練習など）。算数科では、お金の計算や時刻と時間の学習などが生活場面に応用できるような実感を伴う学習を行う（ICTの活用：ドリル型学習コンテンツ、地図アプリケーションなど）。この2教科は学年ごとのグループ編成ではなく、習熟度別でグループを編成する。
- ② 将来、豊かな生活を営むための生きる力を育てる。
 - ・文学読解、表現活動、音楽、芸術鑑賞・読み聞かせ・読み語りなどを通して児童の感性・情感を育てる。
 - ・生活単元学習や日常生活の指導を通して、地域や身の回りの自然について知識を広げるとともに、日常から自分のことは自分でやる習慣を徹底させて、自ら行動できるようにしていく。
 - ・体育科では、柔軟性・体幹力・バランス力・持久力それぞれについて基礎的な運動を行い、協調運動を行う中で基本的な運動能力を育てる。生涯スポーツの観点から、遊びやスポーツへの興味・関心の幅を広げる。
 - ・外国語活動では、異なる文化をもつ人々と関わる体験等を通して外国の言語や文化について関心を高める。

イ 総合的な学習の時間

- ① SDGs やキャリア教育を意識した学習を行う。高学年での移動教室に関する学習を通して、自分で調べる活動や体験的な学習を行い、楽しく意欲的に学ぶ態度を育てる。
- ② 地域との連携した取組を推進させることで郷土学習に関わり、地域への愛着を深める。中学年では、市内見学や川口川に関する授業を通して、学校や地域への所属感、自らの役割意識を育てる。

ウ 特別活動

- ① 集団宿泊的行事では、一人一役を担う経験を通して自主的、実践的な活動を促し、責任をもって活動に取り組みませたり、自分の役割を果たす態度や協調性を養わせたりする。
- ② 学校行事、学年行事、交流及び共同学習などに個の実態に配慮しながら積極的に参加させ、集団の中でも自分らしく振る舞える姿を、体験を通して身に付けさせていく。
- ③ クラブ、委員会活動、たてわり班活動に参加するとともに、運動会や入学式・卒業式準備などの係活動にも個の実態に合わせて参加させ、日常から通常の学級の児童との交流が図れるようにする。

エ 自立活動

- ① コミュニケーション能力やソーシャルスキルを日常生活や各教科等の指導を通して高める。（人間関係の形成）
- ② 生活経験の広がりが見込める交流及び共同学習を行い、好ましい人間関係を築く機会を設ける。
- ③ 家庭と連携し自立に向けて必要な身辺整理や基本的な生活習慣、生活リズムの確立を図る。（健康の保持）

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

ア 学校の重点目標である「思いやりのある子」の育成をめざし、「親切、思いやり」「生命の尊さ」を重点内容項目とし、道徳全体計画及び別葉に基づいて指導することを通して児童の道徳性を養う。

イ 特別の教科 道徳の趣旨を踏まえ、教科書を主たる教材とする他、文部科学省「わたしたちの道徳」や東京都教育委員会道徳副読本を活用しながら指導を行う。「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組、「道徳授業地区公開講座における公園・協議会」、「いじめ防止授業」を実施し、道徳的価値・心情を育てていく。

ウ 「善悪の判断」「規則の尊重」について、以下の取組を行い、児童の道徳性を養う。

- ① 仲間とのかかわりを大切し、思いやりの心を育てる。
- ② 具体的な経験を通して、社会的なルールや公衆道徳を学ばせる。
- ③ 物事の善悪に対して、正しい判断力を持ち、行動しようとする態度を育てる。

(3) キャリア教育

ア 学期ごとに学習面、生活面の目標を設定し、それを学期末に振り返り自己評価するなど、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、自己の変容を知る。

イ 檜原中学校グループが一体となり、合同で行う活動や、青少年対策委員会主催の活動について、年3回行われる「小中一貫教育の日」において、互いの学校における児童・生徒の効果的な活動を共有し、9年間を通じた活用をさらに行う。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① 「陶鎔スタイル」について児童自らがその必要性について振り返り、改善していくことを促す。また、全教職員共通理解の下での生活指導、連絡会等における情報の共有化、家庭・地域と連携した指導によって、基本的な生活習慣や学習規律の定着を図る。
- ② セーフティ教室などの防犯教育、防災教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための『生命（いのち）の安全教育』を児童の発達段階に応じ推進し、判断力や知識及び技能を身に付けるようにする。

イ いじめ防止等の取組

- ① 週1回以上の「いじめ対応のための時間」により、組織的にいじめの状況を把握し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐなど、学校いじめ対策委員会を核として、未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② SOSの出し方に関する教育」を踏まえ、学校の中で相談できる大人を確保し相談できる環境づくり等、児童の支援体制を確立する。
- ③ 「八王子市のいのちの大切さを共に考える日」（6月から7月）では、校長が全校集会等でSOSの出し方について講話を行う。保護者会や学校だより等を通してSNS学校ルール・情報モラルやメディアリテラシー教育について家庭における理解の促進とさらなる協力を求めていく。]

ウ 不登校児童への支援等

- ① 不登校児童の実態をもとに、支援ニーズを把握し、社会的自立に向けて、登校支援コーディネーターが中心となり毎月「個票システム」を活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図る。
- ② 担当が電話や訪問等で関わった内容を記録し、情報共有を図る。また、本人が安心して学校生活を送れるような環境（学級はもちろん、別室指導支援教室等も含め）の整備を行い、さらに保護者とも連携し、給食センター等も紹介し、つながりを大切にするこゝで次につなげていく。

(5) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ① 副籍交流について、直接交流ができる場合には当該児童を学級に招き、交流を深める。間接交流の場合には、学校だよりや学年だよりの交換をし、両校の実態や取り組みを理解する。
- ② 第1・2学年は1学期中に各クラス1回ずつ、授業時間を使ってのぞみ学級との交流会の時間をもつ。第3学年から6学年は各1回ずつ交流会の時間をもつ。また、第3・5学年に「理解教育」の時間をもつ。
- ③ 一人ひとりの発達段階、障害の特性、興味・関心に即した指導目標や指導内容を明確にし、保護者の了解を得ながら、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づいて効果的に指導（習熟度別グループ指導、個別指導）し、主体的な学習を促す。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- ① 地域に生きる子どもたちの義務教育9年間の発達・成長を見通し、檜原中学校区グループとして、檜原小・陶鎔小と合同で行う取組を強化し、授業体験、部活動体験、生徒会による小学校訪問等を通して、中学生に対する憧れを促し、思いやりの気持ちや自己有用感を育成する。
- ② 各学期に1回の合同研修会・授業研究・協議会等を通して、ICT活用・生徒理解・学習指導(学力向上プロジェクトチーム)・生活指導・体力向上等での系統的・継続的な教育活動を行う。生活支援シート及び個別指導計画を活用した小中学校間における情報共有の連携を図る。
- ③ 中学生の小学校行事ボランティア、青少年対策地区委員会主催「檜原ふれあいフェスタ」などにも積極的に参画できるように、学校として働き掛けをし、児童・生徒の活動を支えて促していく。

ウ その他

- ① 義務教育9年間を通したICT活用に関する資質・能力の育成についての重点的な取組として、児童一人ひとりが習得すべき資質・技能の一覧表（八王子市版情報活用能力系統表）を作成し、1人1台の学習端末を学校や家庭で日常的かつ効果的に活用していく。また、9年間を見通したICT活用計画に基づいて、低学年のうちからICT活用能力を養う。
- ② 華道家を招き、体験的鑑賞教育を継続して実施するなど「陶鎔小学校2020レガシー」として、我が国・郷土の文化やよさを学ぶ機会を設ける。
- ③ 「保幼小連携の日」に各機関の代表者が集まり、スタートカリキュラムについて協議する。また、見学や体験を通し保護者との連携を深める。新入生保護者説明会では、のぞみ学級独自の説明会を行う。更に、入学式のリハーサルを行い、スムーズなスタートを切るための準備をする。
- ④ 地域の町会が主催する行事（祭りやマルシェ）の企画等にも児童が参画できるように学校運営協議会でも議題に取り上げて協議し、PTAやおやじの会とより連携して取り組む。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	202
2	17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	203
3	17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	203
4	17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	203
5	17	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	17	206
6	17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	203
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年、入学式が4月8日のため4月に1日減。 ・第1学年から第4学年は卒業式に出席しないため3月に1日減。 ・第6学年、修了式に出席しないため3月に1日減。 ・7月21日(月)から8月27日(水)までを夏季休業日とする。 ・都民の日10月1日(水)は授業日とする。 ・開校記念日5月20日(火)は授業日とする。 ・第5学年、7月23日(水)から24日(木)八ヶ岳移動教室は授業日のため2日増。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

①各教科

教科名		学年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	0	0	0	0	0	0
	社 会			0	0	0	0
	算 数	0	0	0	0	0	0
	理 科			0	0	0	0
	生 活	0	0				
	音 楽	0	0	0	0	0	0
	図 画 工 作	0	0	0	0	0	0
	家 庭 科					0	0
	体 育	0	0	0	0	0	0
	外 国 語					0	0
小 計		0	0	0	0	0	0
特別 支援 学校 の 各 教 科	知 的 障 害 者 等 児 童 対 する 教 育 を 行 う	内 容					
	生活	身辺生活の処理、手伝いや仕事等 (各教科等を合わせた指導で行う)					
	国語	文字の読み書き、漢字、文章表現力の向上、物語文の理解等					
	算数	数の計算、重さ・長さ・かさ・広さの理解と比較、図形、時計の読み等					
	音楽	歌や楽器での表現、身体表現、リズム、合奏、鑑賞等					
	図画工作	絵と工作、造形遊び、道具の扱い、鑑賞等					
体 育	基本的な運動、道具を使った運動、水の中での運動、保健等						
小 計		570	575	640	650	650	650

②特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	・徳性・判断・自律・自由と責任・正義・誠実・節度・寛容・個性の尊重・希望の気 ・努力と強志・観察・思いやり・感謝・礼儀・友情・信頼・相互理解・寛容 ・規則の尊重・公正・公平・社会正義・勤労・公共の精神・家族愛・家庭生活の充実 ・より良い学校生活・集団生活の充実・伝統と文化の尊重・国家の尊厳を愛する態度 ・国際理解・国際視野・生命の尊厳・自然環境・感動・畏敬の念		34	35	35	35	35	35
外国語活動	異なる文化、言語に関心をもつ。挨拶や簡単な会話。				5	5	5	5
総合的な学習の時間	交流活動・自分の体を知る・ICT 地域の行事・大和移動教室、日光移動教室				40	40	40	40
特別活動	学校行事における役割・仕事分担の話し合いや係り活動		34	35	35	35	35	35
自立活動	豊かなコミュニケーション能力の育成・対人関係の形成（各教科・領域を合わせた指導）		0	0	0	0	0	0
小計			68	70	115	115	115	115

③領域・教科を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	健康観察、清潔、挨拶、日課に沿った行動、礼儀作法等基本的な生活習慣・集団生活		70	70	60	60	60	60
遊びの指導	道具や自然の素材を使った課題遊びやルールに基づく集団遊び		10	10				
生活単元学習	季節的行事・宿泊学習・校外学習・調理学習・お楽しみ会、学級行事を題材にした単元、外国文化・言語に触れる学習		132	185	175	200	200	200
小計			212	265	235	260	260	260

④総授業時数 (①+②+③)

学 年	1	2	3	4	5	6
年間総授業時数	850	910	990	1025	1025	1025
備考	ア 1単位時間は、45分とする。 イ 特別活動 クラブ活動（第4学年から第6学年）：16単位時間 児童会集会活動（第1学年から第6学年）：3単位時間 委員会活動（第5学年・第6学年）：11単位時間 ウ その他 特別活動・自立活動は、全教育活動で行う。					